

## 環境保全に専門的に取り組む者に手続きの合理化を図っている例

| 趣旨                     | 合理化の恩恵を受ける者   | 合理化の内容  |
|------------------------|---|---|
| 希少野生動植物種保存推進員への許可の特例   | <p>希少野生動植物種保存推進員<br/>(環境大臣指定)</p> <p>希少野生動植物種の保存について、啓発、調査、助言等を行う。</p>                              | <p>希少野生動植物の保存に資する調査を行う際、事前に届け出た場合は捕獲等の許可が不要</p> <p>(種の保存法51条)</p>                     |
| 自然公園法に基づく公園管理団体への許可の特例 | <p>風景地保護協定に基づき行為を行うもの</p> <p>国立・国定公園における風景地保護協定に基づき自然の風景地の管理、施設の維持管理、情報の収集、研究を行う。</p>               | <p>風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関して、特別地域などにおける行為許可を不要に</p> <p>(自然公園法13条9項、14条8項、26条7項)</p>    |
| 廃棄物の再生利用に関する特例         | <p>省令で定める廃棄物を再生利用を行おうとする者で、環境大臣が再生利用の内容等が基準に合致するとして認定するもの</p> <p>環境省令で定める基準に適合する内容、施設等で再生利用を実施。</p> | <p>廃棄物処理施設等の設置の許可は不要</p> <p>(廃掃法9条の8、15条の4の2)</p> <p>経済構造改革特区で対象廃棄物・再生利用方法を試行的に追加</p> |